お客様各位

〒813-0025 福岡県福岡市東区青葉1丁目7-20

株式会社アジア

インボイス対応のご案内

拝啓

貴社ますますご繁栄のこととお喜び申し上げます。

2023年10月からのインボイス制度開始に関しまして、ABSOLUTE NEOのインボイス対応についてご案内申し上げます。

この度、整備伝票入力と整備請求書、車両販売と車両販売請求書のアップデートを実施いたしました。当アップデートによる変更点や設定方法を次ページ以降に記載してございますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

なお、合計請求書、業販売上請求書、買取契約書に関しましても 9月中のアップデートを予定しております。

敬具

【本書の掲載内容】

- P1~ ご案内
- P2~ ◆インボイス(適格請求書)制度による変更点
- P4~ ◆登録番号の設定方法
- P5~ ◆インボイスの作成と印刷 <車両整備 >
- P7~ ◆変更・追加に関する情報 <車両整備 >
- P8~ ◆インボイスの作成と印刷 <車両販売 >
- P10~ ◆変更·追加に関する情報<車両販売>
- P11~ ◆変更·追加に関する情報 < その他 >

◆インボイス(適格請求書)制度による変更点

・請求書への記載事項

「登録番号」「税率ごとの合計」「適用税率および消費税額」「非課税/ 軽減税率」の記載が必要になります。

※必要事項が記載されていれば、納品書などでも構いません。

(インボイス対応の請求書をアップデートいたしました。設定方法は次ページをご確認ください。)

< ご注意>

ご利用中の請求書は引き続き発行可能ですが、インボイス発行の要件を満たしません。 インボイス発行は当アップデートでの請求書をご利用ください。

※※ ご確認 ※※

整備請求書に関しまして、サポートが訪問配布している書式と別に、新たなインボイス対応版を自動更新時に配布しております。サポートが訪問対応している場合はそのままお使いください。サポート未訪問の場合は大変恐縮ですが、下記にある②および③をご利用ください。

インボイス対応請求書:①『整備請求書」インボイス対応3』(サポート担当訪問時配布)

②『整備請求書」適格請求書」SC001』(今回自動配布)

③『整備請求書 適格請求書(控)_SC002』(今回自動配布)

・消費税の計算

消費税の端数処理が、「消費税率ごとに 1 回のみ」に変わります。 (整備伝票での計算方法も変更となります。)

※ 消費税の計算において、従来の計算方法と金額が異なる場合があります。

消費税端数処理:四捨五入の例

従来の計算	整備代と諸費用のそれぞれで消費税を計算
	(例) 整備代:1,001 円 諸費用:504 円 ⇒ 1,505円
	消費税: 100円 消費税:50円 ⇒ 150円
	合計 1,655円
インボイスでの計算	整備代と消費税の合計に対して消費税を計算
	(例)整備代+諸費用: 1,001円+ 504円 ⇒ 1,505円
	消費税 151 円
	合計 1,656円

消費税端数処理: 切り上げの例

従来の計算	整備代と諸費用のそれぞれで消費税を計算	
	(例) 整備代:1,001円 諸費用:504円 ⇒ 1,505円	
	消費税: 101円 消費税:51円 ⇒ 152円	
	合計 1,657円	
インボイスでの計算	整備代と消費税の合計に対して消費税を計算	
	(例) 整備代+諸費用: 1,001円+ 504円 ⇒ 1,505円	
	消費税 151 円	
	合計 1,656円	

消費税端数処理: 切り捨ての例

11 X 100 110 XX C-1	
従来の計算	整備代と諸費用のそれぞれで消費税を計算
	(例) 整備代:1,008 円 諸費用:506 円 ⇒ 1,514 円
	消費税: 100円 消費税:50円 ⇒ 150円
	合計 1,664円
インボイスでの計算	整備代と消費税の合計に対して消費税を計算
	(例)整備代+諸費用: 1,008円+ 506円 ⇒ 1,514円
	消費税 151 円
	合計 1,665円

◆登録番号の設定方法

1. メニュー ⇒ 設定 ⇒ 営業所情報



2. 営業所情報画面にて、登録番号の入力を行います。



◆インボイスの作成と印刷 < 車両整備 >

1. 整備伝票入力/請求書印刷のインボイス対応

1-1. インボイス対応の請求書の設定

※サポートが訪問対応している場合は設定不要です

< インボイス対応請求書の適用方法>

- ① 整備請求書の画面にて、右上の「印刷設定タブ」をクリックします。
- ② 請求書設定のプルダウンより、「整備請求書」インボイス対応3」もしくは「整備請求書」適格請求書_SC 001」を選択します。
- ② 保存ボタンをクリックします。



1-2. 「軽減税率」の選択

明細内の「税区分」にて、「軽減税率」の選択を行うことができます。

1-3.消費税の計算

10%: 課税整備代(部品·技術料) + 課税諸費用

8% : 軽減税率の整備代(部品・技術料)

◆変更・追加に関する情報 < 車両整備 >



①税区分に「軽減税率」の追加

軽減税率適用項目の場合、税区分にて軽減税率を選択してください。 軽減税率対象として消費税の計算を行います。

②合計部に「軽減税率対象消費税」の追加

上記にて軽減税率を選択した項目の消費税額を表示します。

③合計部から「諸費用消費税」を廃止

インボイス制度に適用するため、「整備代+ 諸費用」に対する消費税計算方式への変更に伴い、 諸費用のみでの消費税計算は行わなくなります。

④消費税の「手入力」機能を廃止

インボイス制度に適用するため、消費税は税率ごとの自動計算機能実装により、手入力は出来なくなります。

⑤「請求額確定」機能の追加 (任意で ON/OFF 可)

総額値引などで請求額を確定したのち、請求金額自動計算機能により、再び端数が生じてしまうこと を防止するため、金額の入力および自動計算機能を停止することができます。

◆インボイスの作成と印刷 < 車両販売 >

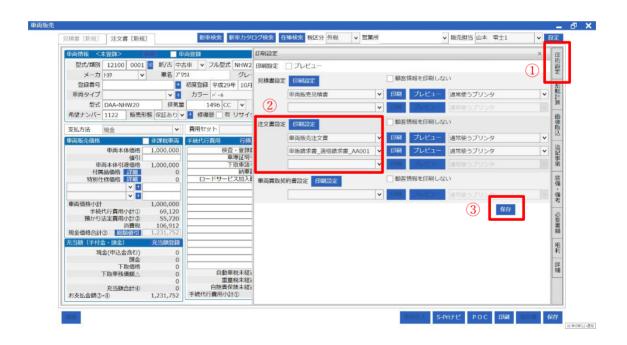
2. 車販注文書作成画面/車販請求書レイアウト

※消費税の端数処理計算に伴う影響はございません。

2-1.インボイス対応の請求書の設定

< インボイス対応請求書の適用方法>

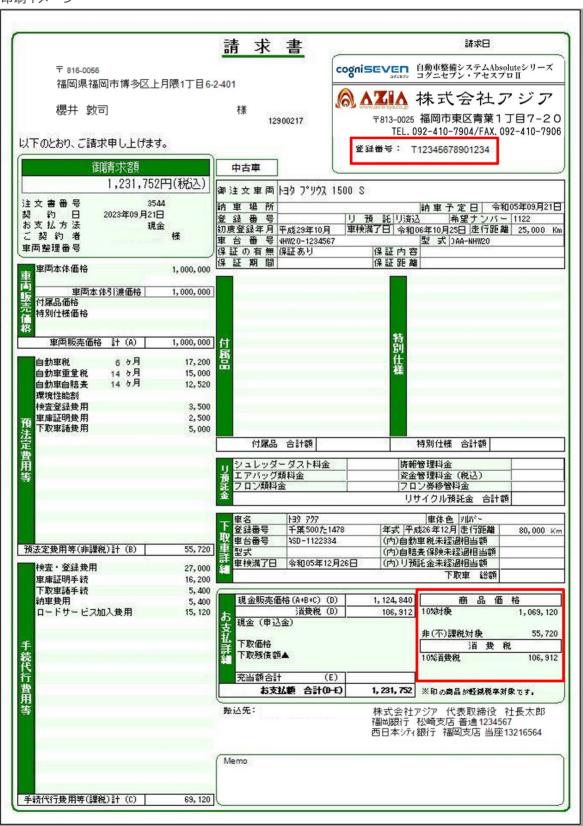
- ① 車両販売の画面にて、右上の「印刷設定タブ」をクリックします。
- ② 注文書設定のプルダウンより、「車販請求書」適格請求書_AA001」を選択します。
- ③ (請求書の印刷を毎回行う場合は保存ボタンをクリックします。)



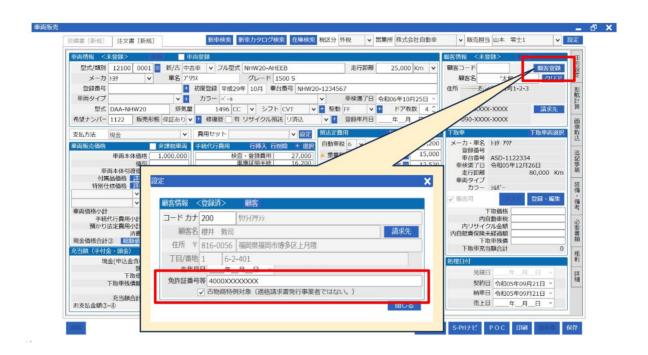
- ※車両販売の消費税計算方式に変更はありません。
- ※車両販売では、軽減税率の設定には対応しておりません。

2 - 2.「登録番号」「税率ごとの合計」「適用税率および消費税額」の印刷

印刷イメージ



◆変更・追加に関する情報 < 車両販売 >



・顧客情報に古物商特例対象のチェックを追加

下取車ありの場合、下取先が適格請求書発行事業者ではない場合にチェックを入れることにより、インボイス制度の古物商特例の対象となります。

・免許証番号等の入力位置の変更

顧客登録ボタンをクリックした時に表示される画面内に移動致しました。

◆変更・追加に関する情報 < その他 >

3. 顧客情報登録

・仕入情報タブに「免許証番号等」「古物商特例対象」を追加いたしました。

